

令和 7 年 度

水 質 検 査 計 画



和田山第3配水池

熱 海 市

■水質検査計画とは

水道法施行規則（第15条第6項）により、水道事業者は、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対して情報提供することとされています。

水質検査計画の内容

1. 基本的な方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の状況
4. 採取地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の業務委託
9. 水質検査計画及び検査結果の公表について
10. 水質検査の精度と信頼性保証について
11. 関係者との連携について

1. 基本的な方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

（1）検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査は、浄水を給水栓（蛇口の水）で行い、原水は浄水場の入り口で行います。

（2）検査項目

検査項目は水道法で検査が義務づけられている水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及びお客様に供給されている水道水がより安全で良質であることを確認するために熱海市が独自で行う項目とします。

（3）検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度の検査については、月に1回行います。また、3ヶ月に1回検査の定められた項目を除く検査頻度を緩和することが可能な項目については、水質基準を十分に満足し常に安定して良質であるため、年に1回行います。

2. 水道事業の概要

表 1 給水状況（令和 5 年度）

給 水 区 域	24.35km ²		一日最大給水量	43,700m ³
給 水 人 口	33,603人		年間総配水量	9,997,170m ³
給 水 栓 数	18,724栓		1 日平均配水量	27,315m ³
普 及 率	99.9%		1 日最大配水量	38,333m ³

表 2 主な浄水施設概要

浄 水 場 名	泉浄水場	来宮浄水場	宮川浄水場
所 在 地	熱海市泉	熱海市福道町	熱海市下多賀
原 水 の 種 類	表流水	湧水	表流水
処理能力（m ³ /日）	2,850	15,000	7,500
沈 殿 池			スラリー循環型
ろ 過 池			砂ろ過単層
浄 水 処 理 方 法	PVDF-UF膜 後塩素処理	マイクロストレーナー 後塩素処理	急速ろ過 後塩素処理

浄 水 場 名	日金沢浄水場	一里茶屋浄水場	和田木浄水場
所 在 地	熱海市泉	熱海市熱海	熱海市和田木
原 水 の 種 類	湧水	湧水	湧水
処理能力（m ³ /日）	1,700	3,110	800
沈 殿 池			
ろ 過 池		圧力密閉式ろ過タンク	
浄 水 処 理 方 法	紫外線処理 後塩素処理	急速ろ過 後塩素処理	PVDF-MF膜 前塩素処理

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の状況

熱海市の水源は、表 3 のとおりで現在までの水質はおおむね良好な状態であり、浄水については水質基準値を大幅に下回っており安全で良質な水であるといえます。

※浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。

表 3 水源一覧表

地 区	番 号	水 源 名	種 別	最大取水能力 （ m ³ / 日 ）	計 画 浄 水 量 （ m ³ / 日 ）	備 考
泉地区	1	泉 水 源	表 流 水	3,000	2,850	
	2	日 金 沢	湧 水	2,000	1,700	
	泉 地 区 計			5,000	4,550	

熱海地区	3	伊豆山水源	表流水	2,700	(2,700)	予備水源	
	4	丹那隧道	湧水	37,500	15,000		
	5	和田山水源	湧水	1,000	1,000		
	6	和田山井戸	深井戸	1,800	1,800		
	7	土橋水源	深井戸	2,100	2,100		
	8	不動隧道	湧水	1,800	(500)	予備水源	
	9	小石ヶ沢水源	湧水	900	860	一里茶屋浄水場原水	
	10	堰下水源	湧水	1,600	1,530	一里茶屋浄水場原水	
	11	橋戸水源	湧水	760	720	一里茶屋浄水場原水	
	12	相の原水源	湧水	540	(540)	予備水源	
	熱海地区計			50,700	23,010		
南熱海地区	13	宮川水源	表流水	8,250	7,500		
	14	中野第2水源	深井戸	2,600	500		
	15	下多賀二ノ倉	湧水	300	(300)	予備水源	
	16	上多賀水源	湧水	1,000	520		
	17	和田木第1水源	湧水	800	800		
	南熱海地区計			12,950	9,320		
自己水源 13 (17) 箇所				68,650	36,880 (40,920)	() 予備を含む	
駿豆水道	受水	18	柿田川水系 (一里茶屋) 受水	浄水	60,000	9,527	
		19	柿田川水系 (相の原) 受水				浄水
	県水受水計				60,000	9,527	
合計				128,650	46,407 (50,447)		

(1) 原水の汚染の要因や水質管理上優先すべき項目

(ア) 原水の汚染の要因

- ・降雨、融雪等による濁水の発生
- ・藻類の発生
- ・雨水吐き
- ・油類等による汚染
- ・動物の糞便
- ・生活排水
- ・農薬類
- ・トンネル内での火災や車両事故等による汚染（丹那隧道）
- ・工事等による濁水の発生（丹那隧道）

(イ) 水質管理上注意すべき項目

- ・一般細菌、大腸菌
- ・ヒ素及びその化合物
- ・シアン化合物イオン及び塩化シアン

- ・トリクロロエチレン
- ・鉄及びその化合物
- ・カルシウム、マグネシウム（硬度）
- ・濁度
- ・嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム、ジアルジア

（２）浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目

- ・アルミニウム（PAC）
- ・臭素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある）
- ・消毒剤及び消毒副生成物

４．採取地点

- （１）毎日検査については、１５箇所の給水栓で水質の監視を行います。
- （２）水質基準項目の検査は水源・配水系統別に１４箇所の給水栓で実施します。なお、水質管理上必要である原水についても実施します。

５．水質検査項目及び検査頻度

（１）毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき１日１回の検査を行います。

（２）水質基準項目の検査（５１項目）

水質基準項目の検査は水質検査表（１）のとおり行います。

（ア）１ヶ月に１回の検査項目

- ・下記の９項目については１ヶ月に１回の検査を行います。
- 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度

（イ）概ね３ヶ月に１回の検査項目

- ・概ね３ヶ月に１回以上検査する項目は下記の１２項目です。
- シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド。
- ・上記以外で検査頻度を緩和できる項目については過去の検出状況から水質基準を十分に満足し常に安定して良質であるため、年に１回行います。

（ウ）臭気物質の検査

臭気物質については、水源でカビ臭が発生するおそれのある期間に１ヶ月に１回以上の検査を行います。[ジェオスミン、２－メチルイソボルネオール]

（エ）原水の検査

原水については、1年に1回、水質基準項目から消毒副生成物及び味を除く39項目の検査を行います。

(3) 水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理に留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目については、水質基準に準じ、必要な項目については、別表1のとおり水質検査を行います。

また、農薬、指標細菌項目、クリプトスポリジウム・ジアルジアについては独自の項目として、別表2のとおり検査を行います。

6. 水質検査方法

水質検査は厚生労働大臣登録検査機関に委託し、行います。

水質検査方法は、水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行い、水質管理目標設定項目については「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」において示された方法により行います。省令に記載されていないその他の項目については上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・水源に異常があったとき。
- ・水源付近や給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・浄水過程に異常があったとき。
- ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・その他特に必要があると認められるとき。

臨時に実施する水質検査の項目については、原則として水質基準51項目とします。このうち一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度（9項目（9項目）以外の項目については、必要がないと認められる場合には省略することができます。

なお、この検査は、水質異常の収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

8. 水質検査の業務委託

水質検査は、下記の項目を水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に業務委託して行います。検査機関は入札又は見積り合わせにより選定します。

検 査 項 目		
水質基準51項目	水質基準12項目	水質基準9項目
アルミニウム及びその化合物	硬度（カルシウム・マグネシウム等）	蒸発残留物
鉄及びその化合物	原水39項目	水質管理目標設定項目
農薬15項目（浄水）	指標細菌2種	クリプトスポリジウム・ジアルジア
排水生活環境3項目	採取・運搬	保菌検査

9. 水質検査計画及び検査結果の公表について

水質検査計画については、熱海市ホームページや広報等で公表します。

また、水質検査結果については、熱海市公営企業部水道温泉課で閲覧できるようにします。

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要があれば検査計画を見直していきます。ご意見があればお寄せください。

10. 水質検査の精度と信頼性保証について

水質検査の精度と信頼性の確保は、きわめて重要です。このため、毎日検査以外の水質検査は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関であり、さらに検査結果を客観的に保証する水道GLP、ISO/IEC17025及びISO9001のいずれかを認証取得している（または取得予定の）検査機関に委託します。

また、委託先の検査機関に対しては、日常業務確認調査を実施し、内部精度管理、外部精度管理の実施状況及びその結果等の報告を求め、水質検査の精度と信頼性を確認します。

11. 関係者との連携について

熱海市では、水道水が原因で水質事故が発生した場合や水源で水質汚染事故が発生した場合など、関係機関と連絡を密にし、供給する水道水の安全を確保することなど、水質異常に即応できるよう体制を整えています。

連絡先 〒413-8550

熱海市中心部1番1号

熱海市公営企業部水道温泉課 工務室

TEL 0557-86-6506

FAX 0557-86-6490

ホームページ <http://www.city.atami.lg.jp>

メール koeionsen@city.atami.lg.jp

法令に基づく水質検査

水質検査表（１）水質基準

水系：泉水系 日金沢水系 泉・日金沢水系

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和７年度 検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	12 回/年	不可	12 回/年
2	大腸菌	不検出	12 回/年	不可	12 回/年
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年

37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
46	有機物（TOC）	3mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
47	pH 値	5.8～8.6	12 回/年	不可	12 回/年
48	味	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
49	臭気	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
50	色度	5 度以下	12 回/年	不可	12 回/年
51	濁度	2 度以下	12 回/年	不可	12 回/年

水質検査表（2）

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査回数
1	色	異常でないこと	毎日	不可	毎日
2	濁り	異常でないこと	毎日	不可	毎日
3	消毒の残留効果	0.1mg/L 以上	毎日	不可	毎日

※検査回数設定理由

- ・No.1, No.2, No.10, No.21～31, No.38, No.46～51 については省略不可項目。
- ・No.3～9, No.11～20, No.32～37, No.41～45 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下のため、3 年に 1 回以上の検査。
- ・No.39, No.40 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下のため、1 年に 1 回以上の検査。

水質検査表（１）水質基準

水系：丹那水系 中野第２水系 和田木水系

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和７年度 検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	12 回/年	不可	12 回/年
2	大腸菌	不検出	12 回/年	不可	12 回/年
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年

38	塩化物イオン	200mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
46	有機物（T O C）	3mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
47	p H 値	5.8～8.6	12 回/年	不可	12 回/年
48	味	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
49	臭気	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
50	色度	5 度以下	12 回/年	不可	12 回/年
51	濁度	2 度以下	12 回/年	不可	12 回/年

水質検査表（2）

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査回数
1	色	異常でないこと	毎日	不可	毎日
2	濁り	異常でないこと	毎日	不可	毎日
3	消毒の残留効果	0.1mg/L 以上	毎日	不可	毎日

※検査回数設定理由

- ・No.1, No.2, No.10, No.21～31, No.38, No.46～51 については省略不可項目。
- ・No.3～9, No.11～20, No.32～37, No.41～45 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下のため、3 年に 1 回以上の検査。
- ・No.39 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下のため、1 年に 1 回以上の検査。
- ・No.40 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 を超えたため、1 年に 4 回以上の検査。

水質検査表（１）水質基準

水系：和田山水系 土橋水系

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	12 回/年	不可	12 回/年
2	大腸菌	不検出	12 回/年	不可	12 回/年
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年

38	塩化物イオン	200mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
41	陰イオン界面活性剤	0. 2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
42	ジェオスミン	0. 00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
43	2-メチルイソボルネオール	0. 00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
44	非イオン界面活性剤	0. 02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
45	フェノール類	0. 005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
46	有機物（T O C）	3mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
47	p H 値	5. 8～8. 6	12 回/年	不可	12 回/年
48	味	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
49	臭気	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
50	色度	5 度以下	12 回/年	不可	12 回/年
51	濁度	2 度以下	12 回/年	不可	12 回/年

水質検査表（2）

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査回数
1	色	異常でないこと	毎日	不可	毎日
2	濁り	異常でないこと	毎日	不可	毎日
3	消毒の残留効果	0. 1mg/L 以上	毎日	不可	毎日

※検査回数設定理由

- ・No.1, No.2, No.10, No.21～31, No.38, No.46～51 については省略不可項目。
- ・No.3～9, No.12～20, No.32～37, No.41～45 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下のため、3 年に 1 回以上の検査。
- ・No.11, No.39 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下のため、1 年に 1 回以上の検査。
- ・No.40 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 を超えたため、1 年に 4 回以上の検査。

水質検査表（１）水質基準

水系：和田山井戸

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	12 回/年	不可	12 回/年
2	大腸菌	不検出	12 回/年	不可	12 回/年
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年

38	塩化物イオン	200mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
41	陰イオン界面活性剤	0. 2mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
42	ジェオスミン	0. 00001mg/L 以下	12 回/年	可	4 回/年
43	2-メチルイソボルネオール	0. 00001mg/L 以下	12 回/年	可	4 回/年
44	非イオン界面活性剤	0. 02mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
45	フェノール類	0. 005mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
46	有機物（T O C）	3mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
47	p H 値	5. 8～8. 6	12 回/年	不可	12 回/年
48	味	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
49	臭気	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
50	色度	5 度以下	12 回/年	不可	12 回/年
51	濁度	2 度以下	12 回/年	不可	12 回/年

水質検査表（2）

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査回数
1	色	異常でないこと	毎日	不可	毎日
2	濁り	異常でないこと	毎日	不可	毎日
3	消毒の残留効果	0. 1mg/L 以上	毎日	不可	毎日

※検査回数設定理由

- ・No.1, No.2, No.10, No.21～31, No.38, No.46～51 については省略不可項目。
- ・No.3～9, No.11～20, No.32～37, No.39～41, No.44, No.45 については 3 箇月に 1 回以上の検査。
- ・No.42, No.43 については、過去の検査の結果が基準値の 1/2 を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、1 年に 1 回以上の検査。

水質検査表（１）水質基準

水系：宮川水系 宮川水系（初島）

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	12 回/年	不可	12 回/年
2	大腸菌	不検出	12 回/年	不可	12 回/年
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年

38	塩化物イオン	200mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
46	有機物（T O C）	3mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
47	p H 値	5.8～8.6	12 回/年	不可	12 回/年
48	味	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
49	臭気	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
50	色度	5 度以下	12 回/年	不可	12 回/年
51	濁度	2 度以下	12 回/年	不可	12 回/年

水質検査表（2）

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査回数
1	色	異常でないこと	毎日	不可	毎日
2	濁り	異常でないこと	毎日	不可	毎日
3	消毒の残留効果	0.1mg/L 以上	毎日	不可	毎日

※検査回数設定理由

- ・No.1, No.2, No.10, No.21～31, No.38, No.46～51 については省略不可項目。
- ・No.3～9, No.11～20, No.32, No.34～37, No.41～45 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下のため、3 年に 1 回以上の検査。
- ・No.33 については過去の検査で基準値の 1/2 を超えたため、1 年に 4 回以上の検査。
- ・No.39 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下のため、1 年に 1 回以上の検査。
- ・No.40 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 を超えたため、1 年に 4 回以上の検査。

水質検査表（１）水質基準

水系：上多賀水系

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和7年度 検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	12 回/年	不可	12 回/年
2	大腸菌	不検出	12 回/年	不可	12 回/年
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年

38	塩化物イオン	200mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
46	有機物（T O C）	3mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
47	p H 値	5.8～8.6	12 回/年	不可	12 回/年
48	味	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
49	臭気	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
50	色度	5 度以下	12 回/年	不可	12 回/年
51	濁度	2 度以下	12 回/年	不可	12 回/年

水質検査表（2）

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査回数
1	色	異常でないこと	毎日	不可	毎日
2	濁り	異常でないこと	毎日	不可	毎日
3	消毒の残留効果	0.1mg/L 以上	毎日	不可	毎日

※検査回数設定理由

- ・No.1, No.2, No.10, No.21～31, No.38, No.46～51 については省略不可項目。
- ・No.3～9, No.12～20, No.33, No.35～37, No.41～45 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下のため、3 年に 1 回以上の検査。
- ・No.11, No.32 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下のため、1 年に 1 回以上の検査。
- ・No.34 については過去の検査で基準値の 1/2 を超えたため、1 年に 4 回以上の検査。
- ・No.39, No.40 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 を超えたため、1 年に 4 回以上の検査。

水質検査表（１）水質基準

水系：柿田川・一里茶屋水系 柿田川水系

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	12 回/年	不可	12 回/年
2	大腸菌	不検出	12 回/年	不可	12 回/年
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4 回/年	不可	4 回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年

38	塩化物イオン	200mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	4 回/年	可	4 回/年
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	12 回/年	可	1 回/年
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	4 回/年	可	1 回/年
46	有機物（T O C）	3mg/L 以下	12 回/年	不可	12 回/年
47	p H 値	5.8～8.6	12 回/年	不可	12 回/年
48	味	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
49	臭気	異常でないこと	12 回/年	不可	12 回/年
50	色度	5 度以下	12 回/年	不可	12 回/年
51	濁度	2 度以下	12 回/年	不可	12 回/年

水質検査表（2）

NO.	検査項目	水質基準	法定頻度	検査の省略	令和 7 年度 検査回数
1	色	異常でないこと	毎日	不可	毎日
2	濁り	異常でないこと	毎日	不可	毎日
3	消毒の残留効果	0.1mg/L 以上	毎日	不可	毎日

※検査回数設定理由

- ・No.1, No.2, No.10, No.21～31, No.38, No.46～51 については省略不可項目。
- ・No.3～9, No.11～20, No.32, No.34～37, No.41～45 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下のため、3 年に 1 回以上の検査。
- ・No.33, No.39 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下のため、1 年に 1 回以上の検査。
- ・No.40 については過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 を超えたため、1 年に 4 回以上の検査。

別表 1

水質管理目標設定項目

番号	項 目	目 標 値	検査頻度		備 考
			浄水	原水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1 回／年		金属類
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下	1 回／年		
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1 回／年		
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	1 回／年		有機物質
5	トルエン	0.4 mg/L 以下	1 回／年		
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	1 回／年		
7	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	1 回／年		無機物質
8	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	1 回／年		
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下	1 回／年		消毒副生成物
10	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下	1 回／年		
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	1 回／年		農 薬
12	残留塩素	1 mg/L 以下	1 回／年		臭 い
13	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下	1 回／年		無機物質
14	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	1 回／年		金属類
15	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1 回／年		味 覚
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	1 回／年		有機物質
17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	1 回／年		
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	1 回／年		
19	臭気強度 (TON)	3 以下	1 回／年		臭 い
20	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下	1 回／年		味 覚
21	濁度	1 度 以下	1 回／年		濁 り
22	pH 値	7.5 程度	1 回／年		腐食性
23	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0に近づける	1 回／年		腐食性
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000 以下	1 回／年		細菌類
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1 回／年		有機物質
26	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1 回／年		
27	PFOS 及び PFOA	PFOS 及び PFOA の和として、0.000005 mg/L 以下(暫定)	1 回／年		有機物質

別表 2

農薬検査項目（農薬 15 項目）

番号	検 査 項 目	用途	目標値 (mg/L)	検査頻度	設定理由
7	アセフェート	殺虫剤	0.006mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
18	イミノクタジン	殺虫剤	0.006 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
34	グリホサート	除草剤	2 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤	0.05 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
45	ジクワット	除草剤	0.01mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤	0.005 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
54	ダイアジノン	殺虫剤	0.003 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
60	チオファネートメチル	殺虫剤	0.3 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
64	トリクロピル	除草剤	0.006 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
69	パラコート	除草剤	0.01 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
78	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤	0.01 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
87	ブプロフェジン	殺虫剤	0.02 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
96	ベノミル	殺菌剤	0.02 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①
107	メコプロップ (MCP)	除草剤	0.05 mg/L 以下	1 回／年	設定 ①

設定① 過去の結果により目標値を大幅に下回っており、年 1 回行います。

その他の項目

番号	検 査 項 目	基 準 値	検 査 頻 度	設 定 理 由
1	指標細菌 2 種	検出されないこと。	1～12 回 / 年	原水の監視
2	クリプトスポリジウム・ジアルジア	検出されないこと。	1～4 回 / 年	原水の監視

浄水採水場所一覧

水系名	採水場所
泉水系	熱海市役所泉支所
日金沢水系	泉浄水場
泉・日金沢水系	大黒崎配水池
丹那水系	市役所第二庁舎
和田山水系	和田山第二配水池
和田山井戸水源	和田山第3配水池
土橋水系	桜町地内
宮川水系	南熱海マリンホール
宮川水系(初島)	初島第一漁港待合所
中野水系	下多賀地内
上多賀水系	上多賀第二配水池
和田木水系	三愛第二配水池
柿田川・一里茶屋水系	伊豆山地内
柿田川水系	上の山第一配水池